

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「事業場」という。）に採用され、宅建担当の事務職として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、事業場内を移動中に、携帯用充電コードが足に絡み、転倒し、右肩を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は本件災害の翌日、C医院に受診し「右肩右上肢打撲」と診断され、その後、複数の医療機関に受診し、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、「右肩腱板断裂、頸椎捻挫」の傷病名にて監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第10級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第10級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、請求人に残存する神経症状について、①頸椎捻挫による右頸部から右上肢にかけての疼痛は、「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当し、②右肩腱板断裂による右肩関節の疼痛は、右肩関節の機能障害（第10級の9）から通常派生するものと判断すべきではなく、請求人に残存する障害の程度は障害等級第10級を超える旨主張する。

(2) ①の主張について、監督署長は「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）であると判断しているところ、当審査会としても、改めて本件における医学的所見等を精査したが、決定書理由に説示のとおり、監督署長の判断は妥当であり、上位等級である「局部にがん固な神経症状を残すもの」（障害等級第12級の12）には至っていないと判断する。したがって、請求人の上記(1)の①の主張は採用できない。

(3) ②の主張について、本件における一件記録から、請求人の右肩腱板断裂の治癒後に残存する障害の程度は、右肩関節の機能障害であり「1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」（障害等級第10級の9）に該当すると認められるところ、引用する「判断の要件」に照らすと、請求代理人が主張する右肩関節の疼痛は同部位の機能障害に通常派生するものとして評価されるものであり、そうすると、同部位に係る障害の程度は、上位等級である機能障害の等級（障害等級第10級の9）をもって障害等級と判断されること

- から、請求人の上記（１）の②の主張は採用できない。
- （４）以上のことから、請求人の頰椎捻挫に係る神経症状が障害等第１４級の１４、右肩関節の機能障害が障害等級第１０級の９であり、当審査会としても、決定書に説示のとおり、請求人に残存する障害は障害等級第１０級であると判断する。
- （５）なお、請求代理人は、前記D医師の講演内容を根拠に、請求人の頰椎捻挫による神経症状は障害等級第１２級に該当する旨主張しているが、当審査会における判断は上記（２）のとおりであり、同主張は採用することができない。
- ３ 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害の程度は障害等級第１０級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。